

2019年12月16日
デジタルアーカイブジャパン実務者検討委員会

デジタルアーカイブと 肖像権・プライバシーに関する論点

生貝直人 博士（社会情報学）
東洋大学経済学部総合政策学科准教授

デジタルアーカイブと肖像権・プライバシー

- 著作権保護期間が満了しているような、関係者が生存しない年代の古い資料を中心としたデジタルアーカイブであれば、肖像権やプライバシーが問題になることは多くない
 - ただし遺族の人格権等に関わる場合は存在する
- 他方で、著作権者の許諾を得たり権利制限に基づくなどして、関係者が生存する比較的最近の資料を取扱うデジタルアーカイブの場合は、それらとの調和を図る必要がある
 - 震災等の写真アーカイブ、書籍・雑誌・新聞等のアーカイブ
- 個人情報保護法制への対応
 - 個人情報保護法、行政機関・独立行法人個人情報保護法、自治体個人情報保護条例

肖像権の問題

- 個人の肖像を含む写真等のデジタルアーカイブを構築する場合、肖像権（みだりに自分の肖像や全身の姿を撮影されたり、撮影された写真をみだりに公開されない権利）が関わる
- 法律上明文化された権利ではなく、判例で認められた権利であるため、明確な基準を見出すことが困難
- 最判平成17.11.10〔法廷写真事件〕：法廷の写真撮影に関して以下の6要素等を「総合考慮」し、社会生活上受忍の限度を超えるものかどうかを検討し、撮影・公表の適法性を判断
 - ①被撮影者の社会的地位、②被撮影者の活動内容、③撮影の場所、④撮影の目的、⑤撮影の態様、⑥撮影の必要性

デジタルアーカイブ学会法制度部会 「肖像権処理ガイドライン」に向けた取り組み

- デジタルアーカイブ機関の現場担当者が、大量の作品についてその都度このような「総合考慮」を行うことは多くの場合困難
- そこでデジタルアーカイブ学会法制度部会において、デジタルアーカイブ機関の現場担当者が肖像権について自主的判断を行う上での拠り所となることを目的に、過去の裁判例を参考にしつつ、「ポイント計算」の方法によって総合考慮を行うためのガイドライン作成を進める
- 2019年9月16日の第1回「肖像権ガイドライン円卓会議ーデジタルアーカイブの未来をつくる」において叩き台として公開。今後も円卓会議を継続的に開催し、広く意見を求めながらアップデートを行う予定
 - <http://digitalarchivejapan.org/bukai/legal/shozoken-guideline>

その他の関連する論点

- パブリシティ権
 - 「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする」場合にパブリシティ権の侵害となるため（最判平成24.2.2）、一般的な非営利アーカイブの場合には問題になりにくい
- 資料に含まれる情報の取扱い
 - 名簿等を含む資料の取扱い
 - 刊行物掲載情報を集約・DB化等して再公開する場合の問題
- 利用者情報の取扱い
 - 利用者登録を行うデジタルアーカイブでの対応
 - クッキーと閲覧者情報解析
- 著作権法新47条の5に基づく所在検索サービス
 - 最近の資料の人名での検索と、プライバシーあるいは所謂「忘れられる権利」議論

独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準(平成23年4月1日館長決定)
(別添参考)30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間(目安)	該当する可能性のある情報の種類の例(参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
(備考) 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。 4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。		

参考：肖像と個人情報保護法の関わり

- 【事業者は、顔等により特定の個人の識別が可能な状態でカメラ画像を取得する場合、個人情報保護法に基づく利用目的の通知・公表等の対応(場合によっては、開示請求等への対応)を行う必要がある。カメラ画像が、そこに写る顔等により特定の個人を識別できるものであれば「個人情報」に該当する。さらに、画像から特定の個人を識別するために、顔等の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号は、「個人識別符号」に該当する。そして、当該符号により特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む集合物は、「個人情報データベース等」に該当し、当該個人情報は「個人データ」に該当する。そのうち事業者が開示等の権限を有し、6 ヶ月を超えて保有する個人情報は「保有個人データ」に該当する。】
- IoT推進コンソーシアム・総務省・経済産業省「カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0」平成30年3月 <https://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180330005/20180330005.html>

参考：EU一般データ保護規則

- 第5条第1項(b)：（※個人データは）特定され、明確であり、かつ、正当な目的のために収集されるものとし、かつ、その目的に適合しない態様で追加的取扱いをしてはならない。公共の利益における保管の目的（archiving purposes in the public interest）、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のために行われる追加的取扱いは、第89条第1項に従い、当初の目的と適合しないものとはみなされない。（「目的の限定」）
- 第17条第3項：第1項及び第2項（※消去の権利・忘れられる権利）は、以下のいずれかのために取扱いが必要となる場合、その範囲内で、適用されない。
 - (a) 表現及び情報伝達の自由の権利の行使のため。
 - (b) 管理者が服する EU 法又は加盟国の国内法により取扱いをすべき法的義務の遵守のため、又は、公共の利益において、若しくは、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のため。
 - (c) 第9条第2項(h)及び(i)並びに第9条第3項に従う公衆衛生の分野における公共の利益上の理由のため。
 - (d) 第89条第1項に従い、公共の利益における保管の目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的、又は、統計の目的のため。ただし、第1項に定める権利が、当該取扱いの目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、それを深刻に阻害するおそれがある場合に限る。

今後必要な取り組み（私見）

- 実態の把握とベストプラクティスの共有
 - 各分野のデジタルアーカイブの現場における課題の把握
 - 権利処理取り組み事例のベストプラクティス共有
- 啓発と学習機会の拡充
 - 各種団体等での研修への肖像権・プライバシーの取り込み
- 民間ガイドラインの更なる発展と普及
 - ガイドラインの策定はそれ自体が学習の機会となり得る
 - 学会ガイドライン案を参考としつつ、分野ごとの団体が実情に合わせた判断基準を策定する可能性